

埼玉県広報紙「彩の国だより」、「こども版 彩の国だより」
及び埼玉県ホームページバナー広告掲載業務契約書

埼玉県（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、埼玉県広報紙「彩の国だより」、「こども版 彩の国だより」（以下「彩の国だより等」という。）への広告掲載業務及び埼玉県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）のバナー広告掲載業務に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、令和8年度「彩の国だより」広告掲載仕様書、令和8年度「こども版 彩の国だより」広告掲載仕様書、「彩の国だより」広告掲載基準、「こども版 彩の国だより」広告掲載基準（以下「彩の国だより等広告掲載基準」という。）、令和8年度埼玉県ホームページバナー広告掲載仕様書（以下「バナー広告仕様書」という。）及び埼玉県ホームページバナー広告掲載要綱（以下「バナー広告要綱」という。）に基づき、甲が発行する「彩の国だより」、「こども版 彩の国だより」及び甲が管理する県ホームページにバナー広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払うものとする。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第2条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

第3条 乙は、業務の全部又は一部を他に委託、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

（品名及び契約金額等）

第4条 品名、数量、契約金額及び契約期間は、次のとおりとする。

(1) 品名

- ア 彩の国だよりの広告掲載
- イ こども版 彩の国だよりの広告掲載
- ウ 県ホームページのバナー広告掲載

(2) 数量

- ア 彩の国だよりの規定広告枠数
彩の国だより広告仕様書のとおり
- イ こども版 彩の国だよりの規定広告枠数
こども版 彩の国だより広告仕様書のとおり
- ウ 県ホームページのバナー広告枠数
バナー広告掲載仕様書のとおり

(3) 契約金額

- ア 総額
金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円）

【内訳】

彩の国だより広告掲載に係る金額〇〇〇円

(うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円)

こども版 彩の国だより広告掲載に係る金額〇〇〇円

(うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円)

県ホームページバナー広告掲載に係る金額〇〇〇円

(うち消費税及び地方消費税額〇〇〇円)

※ 彩の国だより広告仕様書に基づき「彩の国だより情報版中面」広告の追加掲載を行った場合は、追加した枠数に下記イの1枠あたりの額を乗じた金額を総額に合算する。なお、1/2枠あたりの金額は、1枠あたりの金額に0.5を乗じた金額とする。ただし、1円未満は切り上げとする。

イ 彩の国だより情報版中面広告分

1枠当たり金〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を除く)

ウ 彩の国だより裏表紙広告分

1枠当たり金〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を除く)

エ こども版 彩の国だより裏表紙広告分

1枠当たり金〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を除く)

オ 県ホームページバナー広告分

1枠当たり金〇〇〇円(消費税及び地方消費税額を除く)

(4) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 契約保証金

乙は、この契約締結と同時に契約保証金として、金〇〇〇円を甲の指定する手段により、甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金には、利子を付さないものとする。(又は免除)

(契約金の納付方法)

第5条 乙は、契約金の納付について、次の(1)、(2)及び(3)の合算した額を、納付期限までに、甲の発行する納入通知書により納付しなければならない。

(1) 彩の国だよりの広告は、別紙「令和8年度彩の国だより広告納付金額内訳書」に基づく毎月の納付額とする。ただし、各号に広告の規定枠の移動、広告の追加掲載があった場合は、次のとおりとする。

ア 規定枠の移動があった場合

中面の広告枠を他の号に移動させた場合は、移動元の号の納付額から前条(3)イの金額を除いた金額とし、移動先の号の納付額に前条(3)イの金額を加えた金額とする。

イ 広告の追加掲載があった場合

中面の広告枠を追加した場合は、それぞれの号の納付金額に前条(3)アの※の金額を加えた金額とする。

(2) こども版 彩の国だよりの広告は、別紙「令和8年度こども版 彩の国だより広告納付金額内訳書」に基づく納付とする。

(3) 県ホームページバナー広告は、別紙「令和8年度バナー広告納付金額内訳書」に基づく各月の納付額とする。

2 乙は、前項で規定する契約金を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなけ

ればならない。ただし、違約金の総額が100円に満たないときはこの限りではない。

(契約金の減額)

第6条 甲は、バナー広告要綱第11条第1項により契約額を減額する場合は、減額する金額を、日割り計算により算出するものとする。ただし、当該金額には利息を付さない。

2 彩の国だよりに掲載する広告が第4条(2)アの数量に満たない場合であっても、契約金額及び毎月の納付金額の減額はしない。

3 こども版 彩の国だよりに掲載する広告が第4条(2)イの数量に満たない場合であっても、契約金額及び毎月の納付金額の減額はしない。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第8条 この契約に関し、乙(共同企業体の場合にあつては、その構成員)が、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、この契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の金額)の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む)。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙(法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する損害額を超える場合は、甲がその超過

分について賠償を請求することを妨げるものではない。

- 3 乙が前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(甲の催告による契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時におけるその不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 履行期間内にこの契約に定める事項が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に定める義務を履行しないとき。

(甲の催告によらない契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反してこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡したとき。
- (2) この契約の締結及び履行に当たり、不正の行為をしたとき。
- (3) 乙が第1条及び第5条の規定に違反するとき。
- (4) この契約に定める事項の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) この契約に定める事項の一部の履行が不能である場合又はこの契約に定める事項の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) この契約に定める事項の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に定める事項を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 乙からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (9) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアか

らオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、乙と協議して契約を解除することができる。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第11条 乙は、乙又は下請契約等の相手方が、この契約又は当該下請契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

2 乙は、委託契約等の相手方に対し、当該委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

（契約の費用）

第12条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（秘密の保持等）

第13条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（危険負担）

第14条 契約締結後、広報紙の新聞折り込み、ホームページの掲載までに甲、乙双方の責めに帰することのできない理由により発生した損害については、一切乙の負担とする。

（事業者調査への協力）

第15条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（甲に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第16条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年〇月〇日

甲 さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県

埼玉県知事 大野元裕

乙 〇〇〇〇〇
株式会社〇〇〇

〇〇〇〇

別紙 令和8年度彩の国だより広告納付金額内訳書

掲載月	納付金額	納付期限
令和8年 5月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和8年 5月29日 (金)
6月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和8年 6月30日 (火)
7月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和8年 7月31日 (金)
8月号 (4ページ)	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×1枚</p>	令和8年 8月31日 (月)
9月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和8年 9月30日 (水)
10月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和8年 10月30日 (金)
11月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和8年 11月30日 (月)
12月号 (4ページ)	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×1枚</p>	令和8年 12月28日 (月)
令和9年 1月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和9年 1月29日 (金)
2月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和9年 2月26日 (金)
3月号	<p>円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(3月号内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×2枚 中面 : _____円×1枚</p>	令和9年 3月31日 (水)
4月号 (4ページ)	<p>(4月号内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙: _____円×1枚</p>	

※ 令和8年度「彩の国だより」広告掲載仕様書1のとおり、4ページとなる号は変動する場合があります。

別紙 令和8年度こども版 彩の国だより広告納付金額内訳書

掲載号	納付金額	納付期限
令和8年 夏号	<p style="text-align: center;">円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙：_____円×2枠</p>	別途県が指定する。
冬号	<p style="text-align: center;">円(消費税及び地方消費税を含む)</p> <p>(内訳(消費税及び地方消費税を除く)) 裏表紙：_____円×2枠</p>	別途県が指定する。

別紙 令和8年度パナー広告納付金額内訳書

掲載月	パナー広告入替作業予定日	納付金額	納付期限
令和8年 4月分	4月1日(水) 午前	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和8年 5月29日 (金)
5月分	4月30日(木) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和8年 6月30日 (火)
6月分	5月29日(金) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和8年 7月31日 (金)
7月分	6月30日(火) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和8年 8月31日 (月)
8月分	7月31日(金) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和8年 9月30日 (水)
9月分	8月31日(月) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和8年 10月30日 (金)
10月分	9月30日(水) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和8年 11月30日 (月)
11月分	10月30日(金) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和8年 12月28日 (月)
12月分	11月30日(月) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和9年 1月29日 (金)
令和9年 1月分	12月28日(月) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和9年 2月26日 (金)
2月分	1月29日(金) 午後	<u>円(消費税及び地方消費税を含む)</u> (2月号内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	令和9年 3月31日 (水)
3月分	2月26日(金) 午後	(3月号内訳(消費税及び地方消費税を除く)) <u>円</u> ×10枠	